

令和 8 年度 健康増進課 会計年度任用職員
(高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 作業療法士・理学療法士) 募集要項

●募集人員

1 名

●業務内容

- (1)「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」における高齢者の保健事業
- ・高齢者のフレイル予防の普及啓発に関する業務
 - ・高齢者の健康教育、健康相談、訪問、電話相談等の支援
 - ・地域の関係団体との連絡調整業務
 - ・上記にかかる資料作成、データ入力、準備などの事務作業および日報の作成
- (2)その他成人保健の健康づくり事業補助
- ※電話・窓口対応含む

●応募要件

必要な要件は、次のとおり。

- (1)作業療法士または理学療法士免許をもち、上記業務内容についての職務を遂行する能力を有すること。
- (2)普通運転免許を有すること。(訪問活動あり)
- (3)パソコン操作(データ入力、Word、Excel など)ができること。
- (4)個人情報保護に対して高い意識を持ち、守秘義務を厳守して職務を遂行する能力を有すること。
- (5)健康面に不安のないこと。
- (6)公務員として自覚を持ち、法令を遵守して職務を遂行する能力を有すること。

※地方公務員法第 16 条(欠格条項)の各号のいずれかに該当する人は応募できません。

- ①拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②三田市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ③人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

●勤務場所

三田市 健康福祉部 健康増進課 総合福祉保健センター 2 階
〒669-1514 三田市川除 675 番地

●任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで (再任の可能性あり)

採用後 1 か月間は条件付採用となります。

※申し込み時期によっては前後することもあります。

※65 歳以上の人事評価による再任はなし。ただし、再度試験を受けての再任の可能性あり。

●勤務日

週 5 日勤務

※週 4 日勤務でも可能

※土・日祝日勤務の可能性あり(年 10 回程度)

※年次有給休暇、夏季休暇等は、本市規則に基づき付与

●勤務時間

9時00分～17時00分（休憩45分）

※時差出勤の場合、8時30分～16時30分（休憩45分）

●日額報酬

8,870円～9,170円

臨床経験5年以上の場合、10,670円～10,970円

※職務の内容、経験等により報酬単価が決まる。

●期末・勤勉手当

4.6月/年（R7実績）

※任期6月以上かつ週15時間30分以上の場合に支給

※在職期間により、期間算定率の調整を行います。

※報酬額及び期末・勤勉手当支給月数は令和7年度実績であり、例規の改正等により変更される可能性あり。

●交通費

1か月ごとに規定により支給

公共交通機関利用者は実費（上限月額150,000円）

自家用車等の交通用具利用者は片道2km以上の場合に距離と勤務日数に応じて支給

※駐車料金は全額自己負担

●社会保険

厚生年金、健康保険、雇用保険への加入が必要

●公務災害

公務災害補償の対象

●身分・服務

地方公務員法第22条の2第1項第1号に定めるパートタイムの会計年度任用職員

地方公務員法の分限・懲戒及び服務の規定が適用されます。

※営利企業への従事等は届出により兼業が可能となる場合あり。

●提出書類

(1)エントリーシート（写真を貼付） (2)職務経歴書（任意様式）

(3)作業療法士または理学療法士免許の写し

●募集期間

随時募集（定員を満了し次第終了します。）

●応募方法

応募書類を健康増進課まで持参又は郵送（応募書類は返却しません）

※封筒表面に「健康増進課 会計年度任用職員応募」と明記

※持参の場合、受付時間は平日9時から17時30分

●選考方法

書類選考及び面接

●応募先・問い合わせ先

三田市 健康福祉部 健康増進課 TEL 079-559-6155 FAX 079-559-5705
〒669-1514 三田市川除 675 番地 総合福祉保健センター 2 階